

【I-4 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保-②】

② 勤務医の働き方改革の取組の推進

第1 基本的な考え方

勤務医の働き方改革を推進する観点から、処置及び手術に係る休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1について要件を見直す。

第2 具体的な内容

処置及び手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1について、交代勤務制又はチーム制のいずれか及び手当に関する要件を満たす必要があることとする。

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>【時間外加算1（処置・手術通則）】 [施設基準]</p> <p>7 当該加算を算定する全ての診療科において、<u>(1)又は(2)のいずれか及び(3)を実施していること。</u></p> <p>(1) 交代勤務制を導入しており、以下のアからキまでのいずれも実施していること。 ア～キ（略）</p> <p>(2) チーム制を導入しており以下のアからカまでのいずれも実施していること。 ア～カ（略）</p> <p>(3) 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、以下のア又はイのいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生（支）局長に届け出ていること。また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。 (中略)</p> | <p>【時間外加算1（処置・手術通則）】 [施設基準]</p> <p>7 当該加算を算定する全ての診療科において、<u>次のいずれかを実施していること。</u></p> <p>(1) 交代勤務制を導入しており、以下のアからキまでのいずれも実施していること。 ア～キ（略）</p> <p>(2) チーム制を導入しており以下のアからカまでのいずれも実施していること。 ア～カ（略）</p> <p>(3) 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、以下のア又はイのいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生（支）局長に届け出ていること。また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。 (中略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">ア・イ (略)</p> <p>[経過措置] <u>令和6年3月31日時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、7に係る規定は令和8年5月31日までの間に限り、なお従前の例による。</u></p> <p>※ <u>休日加算1及び深夜加算1についても同様。</u></p> | <p style="text-align: center;">ア・イ (略)</p> <p>[経過措置] (新設)</p> |
|--|--|